

令和 6 年 6 月 12 日現在

機関番号：13601

研究種目：基盤研究(B)（一般）

研究期間：2021～2023

課題番号：21H00674

研究課題名（和文）営業秘密の法的保護に関する知的財産法と刑事法の融合的検討

研究課題名（英文）Interdisciplinary Study of the Legal Protection of Trade Secrets in Intellectual Property Law and Criminal Law

研究代表者

玉井 克哉（Tamai, Katsuya）

信州大学・経法学部・教授（特定雇用）

研究者番号：20163660

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 13,400,000円

研究成果の概要（和文）：本研究では、私企業の有する営業秘密の法的保護について、知的財産法および刑事法という2つの法領域の融合的検討を実施し、わが国の営業秘密保護法制のあり方について提言を行った。具体的には、米国およびドイツとの比較法研究を通じて、わが国の不正競争防止法上の営業秘密侵害罪の処罰時期が遅く、また言い渡される刑も軽いという問題点を指摘した。さらには、今般導入された特許出願非公開制度について、主として特許出願人の任意の協力に依存したものであって、強行的な制度としては実効性が低く、とりわけ刑事的手段については依然として不正競争防止法上の営業秘密侵害罪によらざるを得ないことを指摘した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究の学術的意義は、昨今の「経済安全保障」という世界の趨勢を視野に入れながら、米国・ドイツの法制度との比較を通じて、わが国の営業秘密保護法制のあるべき姿を追究した点、今般導入された特許出願非公開制度に対して特許法上の理論的基盤を提供した点にある。

また、本研究には、研究を通じて得られた知見を社会に還元することに成功した点で、社会的意義も大いに認められる。内閣官房副長官補の兼原信克氏と研究代表者の共編により発刊された編著書が類書の乏しい法制面での検討を行ったものとして江湖に高く評価されたほか、「米国経済スパイ法・再訪」と題する60頁の論文により、日米の刑事手続の相違を浮き彫りにすることができた。

研究成果の概要（英文）： This study examined the legal protection of trade secrets held by private companies from the perspectives of the two legal fields of intellectual property law and criminal law, and made recommendations regarding the legal protection of trade secrets de lege ferenda in Japan. Specifically, through comparative legal research with the U.S. and Germany, the study pointed out the issues of the lack of punishment for trade secret infringement at an earlier stage than attempt under Japan's Unfair Competition Prevention Act and the light sentence. Furthermore, it pointed out that the recently introduced secret patent application system, which mainly relies on the voluntary cooperation of patent applicants, is not effective as a mandatory system, and that, in particular, criminal measures still have to be based on the crime of trade secret infringement under the Unfair Competition Prevention Law.

研究分野：知的財産法学・経済安全保障

キーワード：営業秘密 経済安全保障 不正競争防止法 米国経済スパイ法 ドイツ営業秘密保護法 営業秘密侵害罪 経済安全保障推進法 特許出願非公開制度

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

## 様式 C - 19、F - 19 - 1 (共通)

### 1. 研究開始当初の背景

第1に、欧米諸国では、米国経済スパイ法やEU営業秘密保護指令にみられるように、知的財産権保護の重心が特許制度から営業秘密制度へと移りつつあることで、「営業秘密革命」ともいえるべき大きな変化が起きていたことが挙げられる。その一方で、わが国の営業秘密保護法制は、平成27(2015)年の不正競争防止法改正により大幅な改善が図られたものの、依然としてこれら欧米諸国を後追いしている状況である。そのため、日本企業が相対的に経済スパイの標的となりやすい状況が続いていたのであった。

第2に、技術のデュアル・ユース化の進展に伴い、防衛技術や情報通信技術に関わる私企業の有する営業秘密が同時に防衛秘密でもある世界が現出しており、「営業秘密革命」が防衛秘密と連動した形で進行していたことが重要である。このように、「営業秘密革命」を正確に読み解くためには、営業秘密のみならず、防衛秘密をはじめとする秘密保護法制全般を視野に入れる必要があった。

当時の世界情勢から見て、こうした潮流がわが国に波及することは不可避であると予測していたところ、本研究開始当初の令和3(2021)年10月にはじめて経済安全保障担当大臣が置かれ、翌年5月に経済安全保障推進法が成立するなど、わが国にも本格的な「経済安全保障」の時代が到来し、本研究の学術的・社会的意義がより高まることとなった。

### 2. 研究の目的

本研究の目的は、私企業の有する営業秘密の法的保護について、知的財産法および刑事法という2つの法領域の融合的検討を行い、わが国の営業秘密保護政策のあり方について提言を行うことにあった。

### 3. 研究の方法

如上の目的を達成するため、以下の2つの具体的課題および計5つのサブテーマを設定し、それぞれ立法資料、判例および研究論文の調査を実施した。

【課題】「わが国の営業秘密法の抜本的検討」では、次の3つのサブテーマを設定し、不正競争防止法を中心とするわが国の現行営業秘密保護法制をいかに補強すべきであるのかを検討した。

(i) 2019年ドイツ営業秘密保護法の検討

(ii) わが国の不正競争防止法における営業秘密侵害罪の再検討

(iii) わが国の営業秘密法における刑事制裁と民事的な権利行使との連動

【課題】「わが国における秘密特許制度の導入に関する基礎的検討」では、次の2つのサブテーマを設定し、わが国の特許法に秘密特許制度(特許出願非公開制度)を導入するとすれば、どのような制度が望ましいのかを検討した。

(iv) ドイツ刑法典における国家秘密漏洩罪の検討

(v) わが国における秘密特許制度のあり方に関する検討

これらの課題・サブテーマに取り組むにあたり、知的財産法分野の研究者である研究代表者および研究分担者1名を中心に、それぞれ研究領域の異なる刑事法研究者6名、および、経済安全保障分野の研究者1名を研究分担者として迎え入れることにより、より多角的な検討を行う体制を整えた。その際、研究内容に応じて、以下のようにチームを編成した。各チームには、研究方法として、米国およびドイツとの比較法的検討を行うことができるメンバーを配置した。

<知的財産法チーム：研究代表者(玉井)・研究分担者(高野・井形)>

サブテーマ(v)および経済安全保障全般に関する研究を担当。

<刑事実体法チーム：研究代表者(玉井)・研究分担者(久保田・山田・根津・桑島)>

サブテーマ(i)・(ii)・(iv)を担当。

<刑事手続法チーム：研究代表者(玉井)・研究分担者(吉開・石田)>

サブテーマ(iii)を担当。

### 4. 研究成果

各サブテーマに関する研究成果は、以下のとおりである。

#### (i) 2019年ドイツ営業秘密保護法の検討

EUは営業秘密保護指令(2016年)によって域内の営業秘密法の斉一化を図ってきたが、その一環としてドイツは2019年に新たな営業秘密保護法を制定した。日本の営業秘密侵害罪(不正競争防止法21条)の比較対象となりうるものとして、同法の罰則規定である23条の営業秘密侵害罪を中心に検討を行った結果、ドイツでは、営業秘密保護について刑罰権行使が非常に前倒しされていることが明らかとなった。以上の研究成果をまとめたものとして、研究分担者(山田)が「ドイツ営業秘密保護法罰則について」高岡法学41号(2022年)39頁以下などを公刊した。

#### (ii) わが国の不正競争防止法における営業秘密侵害罪の再検討

本サブテーマでは、サブテーマ(i)で得られたドイツ法に関する知見に加え、米国の営業秘密保護法制をも比較対象に加えることで、わが国の営業秘密の刑事的保護の課題を浮き彫りにした。なかでも、研究代表者(玉井)による研究成果である「米国経済スパイ法・再訪 主権国家による産業スパイ事件をめぐって」信州大学経法論集 16号(2024年)131-190頁においては、現役の外国スパイが民間企業の私的財産である営業秘密を標的にした衝撃的な事件を通じて米国刑事司法の特質を活写し、その反面に析出されるわが国の法制度の問題点を浮き彫りにした。また「技術流出の防止 産業面での秘密保護法制」玉井克哉=兼原信克〔編〕『経済安全保障の深層』(日経BP、2023年)73頁以下においては、次の2つの問題点を指摘した。第1に、わが国の営業秘密窃取事案に対して科される刑の軽さを指摘した。たとえば、米国で14年の拘禁刑となるようなケースがわが国では執行猶予に付されてしまうなど、わが国は「産業スパイ天国」だと言わざるをえないのが実情である。第2に、わが国では米国FBIが用いるようなおとり捜査や司法取引、通信傍受などの手段を当局が事実上使えないという捜査法上の問題を指摘した。

#### (iii) わが国の営業秘密法における刑事制裁と民事的な権利行使との連動

わが国においては、刑事制裁と民事的な権利行使とが必ずしも効果的に連動していないが故に、営業秘密を標的とする経済スパイにとって「盗み得」の状況が生じうのではないかと、という問題意識から出発した本サブテーマでは、刑事事件において得られた証拠を民事事件においても活用できるような制度設計の構築を目指して、問題の所在の明確化とその解決策の提示を試みた。研究代表者(玉井)は、「米国ディスカバリによる越境的な証拠収集と企業のリスク(「安念潤司=玉井克哉」訴訟における電子データの取扱い(2) 経済安全保障の観点を加味して)」中央ロー・ジャーナル 21巻1号(2024年6月刊行予定)において、米国ディスカバリにおいて民事と刑事をまたがる証拠収集が部分的に実現していること、外国の司法機関が実施する越境的な証拠収集手続により日本企業も国内での民事訴訟に資する証拠を収集できること、しかし反面で秘密漏洩の危険にさらされていることなどを指摘した。

#### (iv) ドイツ刑法典における国家秘密漏洩罪の検討

ドイツの秘密特許制度においては、その対象範囲の画定にあたり刑法典の国家秘密漏洩罪の客体としての「国家秘密」概念が借用されている点で、一般的な秘密保護法制と連動した設計がなされている。したがって、ドイツの制度を理解する上では、国家秘密漏洩罪の検討が不可欠となる。そこで、国家秘密の保護と営業秘密の保護とが交錯する領域である経済スパイの刑事規制、とりわけドイツ刑法典99条の諜報機関の工作員活動罪(諜報活動罪)に焦点を当てて検討を行った。その結果として、わが国の(国家)秘密保護法制の整備に際しては、未遂よりも前の段階での処罰の要否・当否、特定秘密・営業秘密以外の秘密の保護の要否・当否、ドイツの諜報活動罪類似の規定の要否・当否、という3つの問題に取り組むことが必要不可欠であることが明らかとなった。本サブテーマの研究成果は、研究分担者(久保田)により、2022年8月に開催されたドイツ語圏日本学会の法学部会における報告「刑法による経済安全保障? 安全保障法上重要な情報の刑法的保護」(使用言語:ドイツ語)を通じて発表され、ドイツ語圏の法学・政治学分野の日本研究者からの反響を得た。

#### (v) わが国における秘密特許制度のあり方に関する検討

日本型の秘密特許制度の構築を目的とする本サブテーマでは、折しも、令和4(2022)年5月に可決・成立した経済安全保障推進法(令和4年法律第43号)によって特許出願非公開制度が導入されたことを受け、同制度の批判的検討に主眼を置くこととした。研究代表者(玉井)による論攷である「特許出願非公開制度 機微技術の流出防止のための有効な手段となるか」年報知的財産法 2022-2023年(2022年)15頁以下では、新たな制度は主として特許出願人の任意の協力に依存したものであって、強行的な制度としては残念ながら実効性が低く、とりわけ刑事的手段については依然として不正競争防止法上の営業秘密侵害罪によらざるを得ないことを明らかにした。

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計20件（うち査読付論文 2件 / うち国際共著 1件 / うちオープンアクセス 6件）

1. 著者名 山田雄大	4. 巻 41
2. 論文標題 ドイツ営業秘密保護法罰則について	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 高岡法学	6. 最初と最後の頁 39-72
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 久保田隆	4. 巻 204
2. 論文標題 ドイツにおける経済スパイ活動に対する刑事規制 近時の事例を中心に	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 CISTECジャーナル	6. 最初と最後の頁 254-263
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 玉井克哉	4. 巻 2022-2023
2. 論文標題 特許出願非公開制度 機微技術の流出防止のための有効な手段となるか	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 年報知的財産法	6. 最初と最後の頁 15-27
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 玉井克哉	4. 巻 -
2. 論文標題 技術流出の防止 産業面での秘密保護法制	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 玉井克哉 = 兼原信克〔編〕『経済安全保障の深層』	6. 最初と最後の頁 73-90
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 井形彬	4. 巻 71-10
2. 論文標題 経済安全保障政策の進展及び今後の展望	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 貿易と関税	6. 最初と最後の頁 2-24
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 久保田隆	4. 巻 28-8
2. 論文標題 ドイツにおける経済スパイ活動の現状と対策(1) 2021年に摘発された4つのスパイ事件	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 治安フォーラム	6. 最初と最後の頁 30-38
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 久保田隆	4. 巻 28-11
2. 論文標題 ドイツにおける経済スパイ活動の現状と対策(2) 中小企業を標的としたスパイ活動をめぐる現状	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 治安フォーラム	6. 最初と最後の頁 41-48
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 久保田隆	4. 巻 29-2
2. 論文標題 ドイツにおける経済スパイ活動の現状と対策(3) ドイツのインテリジェンス・コミュニティによる「経済保護イニシアティブ」	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 治安フォーラム	6. 最初と最後の頁 54-60
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 根津洸希	4. 巻 56-1
2. 論文標題 刑事判例研究：東京高裁令和4年10月24日判決	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 法政理論	6. 最初と最後の頁 187-202
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 根津洸希	4. 巻 130-1・2
2. 論文標題 刑事判例研究：東京地裁令和4年1月20日判決（令2（特わ）1001号）	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 法学新報	6. 最初と最後の頁 247-259
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 Takashi Kubota & Ruth Effinowicz	4. 巻 55
2. 論文標題 Ueberblick ueber wichtige strafrechtliche Gerichtsentscheidungen aus dem Jahre 2021	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 Zeitschrift fuer Japanisches Recht	6. 最初と最後の頁 263-276
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 該当する

1. 著者名 玉井克哉	4. 巻 -
2. 論文標題 最先端の科学技術研究をどう進めるか	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 玉井克哉 = 兼原信克〔編〕『経済安全保障の深層』	6. 最初と最後の頁 91-110
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 玉井克哉	4. 巻 16
2. 論文標題 米国経済スパイ法・再訪 ～主権国家による産業スパイ事件をめぐる～	5. 発行年 2024年
3. 雑誌名 信州大学経法論集	6. 最初と最後の頁 131-190
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 玉井克哉	4. 巻 21-1
2. 論文標題 米国ディスカバリーによる越境的な証拠収集と企業のリスク (訴訟における電子データの取扱い 経済安全保障の観点 を加味して (2・完))	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 中央ロー・ジャーナル	6. 最初と最後の頁 -
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 玉井克哉	4. 巻 -
2. 論文標題 米国特許法における2種類の判例 合衆国最高裁と連邦巡回区控訴裁判所	5. 発行年 2024年
3. 雑誌名 三村量一先生古稀記念論集	6. 最初と最後の頁 -
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 玉井克哉	4. 巻 1268
2. 論文標題 特許法上の査証手続とその遠隔方式での実施について 強制色の乏しい仕組みによる制度間競争の成否 (上)	5. 発行年 2024年
3. 雑誌名 NBL	6. 最初と最後の頁 -
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 玉井克哉	4. 巻 1269
2. 論文標題 特許法上の査証手続とその遠隔方式での実施について 強制色の乏しい仕組みによる制度間競争の成否 (下)	5. 発行年 2024年
3. 雑誌名 NBL	6. 最初と最後の頁 -
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 玉井克哉	4. 巻 33
2. 論文標題 国境を越える特許権侵害 日本特許権は外国での行為にどこまで及ぶか	5. 発行年 2024年
3. 雑誌名 日本国際経済法学会年報	6. 最初と最後の頁 -
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 久保田隆	4. 巻 29-4
2. 論文標題 ドイツにおける経済スパイ活動の現状と対策 (4) EUによる対ロシア制裁とドイツ対外経済法違反の罪	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 治安フォーラム	6. 最初と最後の頁 44-50
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Takashi Kubota	4. 巻 -
2. 論文標題 Oekonomische Sicherheit durch Strafrecht? Der strafrechtliche Schutz technischer Informationen im japanischen Recht	5. 発行年 2024年
3. 雑誌名 Weitzdoerfer/Ritter (Hrsg.), Recht und Sicherheit in Japan	6. 最初と最後の頁 -
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計2件（うち招待講演 1件 / うち国際学会 1件）

1. 発表者名 玉井克哉
2. 発表標題 国境を越える特許権侵害 日本特許権は外国での行為にどこまで及ぶか
3. 学会等名 日本国際経済法学会第33回研究大会（招待講演）
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 久保田隆
2. 発表標題 Economic Security durch Strafrecht? Der strafrechtliche Schutz sicherheitsrelevanter Informationen im japanischen Recht
3. 学会等名 18. Deutschsprachiger Japanologentag, Sektion Recht（国際学会）
4. 発表年 2022年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 玉井克哉 = 兼原信克編	4. 発行年 2023年
2. 出版社 日経BP 日本経済新聞出版	5. 総ページ数 308
3. 書名 経済安全保障の深層	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	吉開 多一  (Yoshikai Taichi)  (00739972)	国土館大学・法学部・教授    (32616)	

## 6. 研究組織（つづき）

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	根津 洸希 (Nezu Kouki) (00908329)	新潟大学・人文社会科学系・助教  (13101)	
研究分担者	高野 慧太 (Takano Keita) (40877122)	中京大学・法学部・准教授  (33908)	
研究分担者	久保田 隆 (Kubota Takashi) (50880994)	帝京大学・法学部・助教  (32643)	
研究分担者	石田 咲子 (Ishida Sakiko) (90801085)	福山平成大学・福祉健康学部・講師  (35411)	
研究分担者	山田 雄大 (Yamada Yudai) (90877086)	高岡法科大学・法学部・准教授  (33201)	
研究分担者	桑島 翠 (Kuwajima Sui) (60979524)	早稲田大学・法学学術院・助手  (32689)	
研究分担者	井形 彬 (Igata Akira) (00839756)	東京大学・先端科学技術研究センター・特任講師  (12601)	

## 7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8 . 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------